

県営住宅駐車場の設置及び管理に関する要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成10年神奈川県規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、県営住宅の入居者（以下「入居者」という。）が自動車検査証の所有者又は使用者名義となっている自動車のための駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団 地 条例第3条により設置される県営住宅団地をいう。
- (2) 新 設 団 地 新規に建設を行う団地及び建替のために建設を行う団地をいう。
- (3) 既 設 団 地 本要綱の施行前に建設した団地をいう。
- (4) 自 動 車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪車を除く。)をいう。
- (5) 駐 車 場 本要綱施行前に入居者の所有又は使用する自動車を保管させるために団地内に設置された自動車保管場所及び本要綱施行後団地内に設置する自動車保管場所をいう。ただし、県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）の使用に関する要綱の規定により入居者が設置した自動車保管場所を除く。
- (6) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により知事が指定する者をいう。

第2章 駐車場の設置

(駐車場設置対象団地)

第3条 駐車場の設置対象団地は、すべての団地とする。ただし、神奈川県県営住宅管理計画に定める建替及び用途廃止計画のある団地を除く。

(駐車場設置基準)

第4条 新設団地にあつては、原則として設置する。

2 既設団地にあつては、次の各号に定める要件のすべてに該当し、かつ、住宅営繕事務所長が認めたときに設置する。

- (1) 駐車場の設置要望があること。
- (2) 団地内の生活上安全な位置に用地確保ができること。
- (3) 団地内施設（立木を含む。）の管理に支障が生じないこと。
- (4) 原則として、1か所につき5台以上の保管が可能なこと。

(駐車場設置台数)

第5条 新設団地における設置台数は、当該団地の所在する市町村との開発協議等を勘案し決定する。

2 既設団地における設置台数は、前条第2項第2号及び第3号の要件を満たし、設

置し得る台数の範囲内とする。

(駐車場の設置時期)

第6条 駐車場の設置は、新設団地にあつては県営住宅建設時に行い、既設団地にあつては次条以下の規定により駐車場設置が決定した団地について、計画的に行うものとする。

(駐車場設置要望)

第7条 団地の入居者が駐車場の設置を要望するときは、団地自治会長は、駐車場設置に関する要望書（以下「要望書」という。）（第1号様式）を住宅営繕事務所長に提出するものとする。

2 前項の要望書の提出は、当該団地入居者の総意を得たものでなければならない。

(要望書の審査及び協議等)

第8条 住宅営繕事務所長は、前条第1項に基づく要望があつたときは、速やかに指定管理者と駐車場に関する協議を行うものとする。

2 県と指定管理者は協議に当たり、前条の要望に係る内容を審査し、第4条第2項第2号から第4号に規定する要件に適合するか否かについて検討するものとする。

3 第1項の協議の結果、駐車場の設置が可能と認められるときは、指定管理者は、当該団地の駐車場整備計画（案）を作成しなければならない。

4 指定管理者が前項の規定により駐車場整備計画（案）を作成したときは、住宅営繕事務所長は、検討のうえ適当と認められるときは当該団地自治会にこれを提示するものとする。

5 住宅営繕事務所長は、第2項の検討の結果、設置不可能と認められるときには、その旨当該団地自治会に通知するものとする。

(同意書の提出)

第9条 当該団地自治会は、前条第4項の駐車場整備計画（案）の提示を受け、これに同意しようとするときは入居者の合意を得たうえで、県営住宅駐車場整備計画（案）同意書（第2号様式）を住宅営繕事務所長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第10条 住宅営繕事務所長は、前条の同意書を受け、駐車場設置の決定をしたときは、速やかにその旨を、県営住宅駐車場整備計画決定通知書（第3号様式）により当該団地自治会に通知するものとする。

(指定管理者への通知)

第11条 住宅営繕事務所長は、次の各号に該当するときは、その内容を速やかに指定管理者に通知するものとする。

- (1) 新設団地における駐車場整備工事が完了したとき。
- (2) 既設団地における前条の駐車場設置の決定をしたとき。

(駐車場の仕様)

第12条 駐車場の整備にかかる工事の仕様は、原則として、別表によるものとする。ただし、住宅営繕事務所長が特に認めるものについてはこの限りでない。

第3章 駐車場の管理及び運営

(駐車場を使用することのできる自動車)

第13条 駐車場を使用することのできる自動車は、安全に駐車場への出入り及び保管ができる範囲の自動車で、長さ5.0m、幅1.8m以内の規格の自動車で、自家用に供するものに限る。ただし、立体駐車場等においては、指定管理者が別に定めた利用規格の自動車に限る。

2 前項の規定に係わらず、住宅営繕事務所長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(駐車場使用者の募集)

第14条 駐車場使用者の募集にあたっては、指定管理者は別に駐車場使用者募集要領を作成し、該当する団地入居者の全員に周知するものとする。

(駐車場使用者に対する通知)

第15条 条例第59条第2項の規定による駐車場の使用者と決定した者に対する通知は、県営住宅駐車場使用者決定通知書（第4号様式）により行う。

(駐車場使用料

の設定)

第16条 条例第61条第1項に基づく駐車場使用料の設定は、土地の価格、駐車場建設費償還金、維持補修費、管理事務費及び消費税等の合計額を基礎として、近隣の駐車場料金との均衡を勘案して定めるものとする。

2 前項に定める近隣の駐車場料金との均衡を勘案するため、複数の民間駐車場の料金の実態調査を行うものとし、そのうちの整備仕様や立地条件類似の駐車場の平均値を算出するなどにより定めるものとする。

(駐車場使用者の届け出)

第17条 駐車場使用者は、その使用期間中に使用自動車を変更した場合には15日以内駐車場使用車両異動届書（第5号様式）にその内容を証する書面を添えて指定管理者へ届け出なければならない。

(駐車場区画の変更)

第17条の2 駐車場使用者に対し一度決定した区画（駐車場番号）は、その変更を原則認めない。ただし、条例第64条第1項各号のいずれにも該当しない駐車場使用者が、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 条例第61条第2項及び規則第44条に基づき駐車場使用料の減免を受けている駐車場使用者が、福祉的理由から区画変更を希望する場合。
- (2) 介護保険法に基づく要介護（要支援）認定を受けている駐車場使用者が、福祉的理由から区画変更を希望する場合。
- (3) その他住宅営繕事務所長が認める場合。

2 前項の手続きについては、別途定めるものとする。

(保管責任の免責)

第18条 県及び指定管理者は、駐車場で生じた使用者の過失や瑕疵に基づく事故については一切その責任を負わないものとする。

- 2 指定管理者は、駐車場における事故や施設の損害発生の連絡を受けた場合又はその事実を知り得た場合は、その内容を直ちに県へ報告するものとする。

(駐車場使用者の責任)

第19条 駐車場使用者は、故意又は過失によって駐車場に損害を与えた場合には、ただちに指定管理者に連絡し、その指示を受け、自己の責任と負担により原状回復又はその損害を賠償しなければならない。

(車庫証明のための駐車場使用者であることを証明する書面の発行)

第20条 入居者は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第1項第1号に規定する当該自動車の保管場所として使用する権限を有することの証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとするときには、自動車保管場所使用証明願出書（以下「願出書」という。）（第6号様式）を指定管理者に提出するものとする。

- 2 指定管理者は、入居者から前項の願出書の提出があり、その内容を審査し適当と認められるときには証明書を交付するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項又は駐車場の設置及び管理運営について疑義が生じたときには、県と指定管理者とは協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 県営住宅団地における駐車場の設置及び管理に関する要綱（平成3年10月1日制定）、同要綱の運用について並びに県営住宅団地における駐車場の設置及び管理に関する要領及び同運用については、廃止する。

(経過措置)

- 3 既設置駐車場については、本要綱施行時には改めて募集は行わず、従前の使用者のうち引き続き使用を希望する者の申請に基づき、使用者として決定する。
- 4 条例施行時の既設置駐車場使用者のうち引き続き使用者として決定された者に係る保証金については、平成10年4月1日に協会から県へ引き継ぐものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

県営住宅駐車場設置要望書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

自治会名

会長氏名

〒

住 所

電 話 ()

次のとおり、駐車場の設置を要望します。

| | | | | |
|-------------|---------------|--|-----|----------------------|
| 団 地 名 | 神奈川県県営 団地 | | | |
| 住 宅 棟 戸 数 | 棟 戸 | | | |
| 居 住 者 数 | 人 | | | |
| 居住者名義の自動車台数 | 台 | | | |
| 駐 車 場 | 設 置 場 所 | 別紙1「団地配置平面図」及び 別紙2「箇所別駐車場付近平面図」のとおり | | |
| | 箇 所 数 ・ 総 面 積 | 箇 所 数 | 箇 所 | 総 面 積 m ² |
| | 駐 車 希 望 台 数 | 台 | | |
| 備 考 | | | | |

* 添付資料・駐車場設置について、自治会における議決を確認できる書類の写し

* 備考欄には、設置場所の現況及び現在の入居者の駐車場確保の方法等を記入すること。

第2号様式（第9条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

県営住宅駐車場整備計画（案）同意書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

自治会名

会長氏名

〒

住 所

電 話 ()

平成 年 月 日付け住管第 号により提示されました県営住宅駐車場整備計画（案）について、平成 年 月 日の自治会総会に諮ったところ、会員の総意により計画（案）のとおり議決されましたので、本自治会はこの案に同意します。

第3号様式（第10条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

県営住宅駐車場整備計画決定通知書

年 月 日

自治会

会長

殿

神奈川県住宅営繕事務所長 印

平成 年 月 日付で貴職から要望のありました駐車場の設置につきましては、平成 年 月 日付で駐車場整備計画（案）に対する同意書の提出を受け、設置することと決定したので通知します。

県営住宅駐車場使用者決定通知書

年 月 日

住宅の名称

住宅番号

氏 名 様

神奈川県住宅営繕事務所長 印

県営住宅駐車場の使用者と決定しましたので通知します。

なお、裏面「2 駐車場の明渡し」の各号のいずれかに該当する場合は、使用の決定を取消し、明け渡しを請求することがあります。

その場合には、使用していた駐車場をコンクリートブロックの設置等によって封鎖をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

1 駐車場番号

2 月額使用料 円

3 保証金 円

4 使用者決定日 年 月 日

5 使用できる自動車 県営住宅駐車場使用申込書に記載された自動車に限る。

備考

※ 県営住宅等の管理上特に必要があると認めるときには、区画移動を求めることがあります。

※ 裏面も必ずお読みください。

(裏)

- 1 使 用 料 駐 車 場 使 用 料 は、 神 奈 川 県 県 営 住 宅 条 例 (以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 61 条 の 規 定 に よ り 変 更 す る こ と が あ り ま す。
- 2 駐 車 場 の 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 場 合 は、 使 用 の 決 定 を 取 消 し、 明 渡 し
明 渡 し を 請 求 す る こ と が あ り ま す。
また、その場合には、使用していた駐車をコンクリートブロックの設置等によって封鎖をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
 - (1) 不正の行為により使用の決定を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯設備を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで1月以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 条例第58条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (6) その他県営住宅、共同施設又は地区施設の管理上特に必要があると認めるとき。
- 3 使 用 開 始 指 定 日 使 用 開 始 指 定 日 は、 使 用 手 続 の 完 了 後 指 定 し ま す。
- 4 使 用 開 始 期 限 使 用 開 始 指 定 日 後 15 日 以 内 に 使 用 開 始 し な い と き は、 使 用 の 決 定 を 取 り 消 す こ と が あ り ま す。
- 5 使 用 す る こ と が で き る 者 この 通 知 書 に よ り 使 用 す る こ と が で き る 者 は、 県 営 住 宅 駐 車 場 使 用 申 込 書 記 載 の 者 に 限 り ま す。

県営住宅駐車場使用車両異動届

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

県 営 団地 号棟 号室

駐車場使用者氏名

住宅名義人氏名

電 話 番 号 ()

駐 車 場 番 号

次のとおり異動がありましたので、県営住宅駐車場の設置及び管理に関する要綱第17条の規定により届け出ます。

(新)

| | | | |
|--------|-----------|--------------|----|
| 車両登録者名 | | 車 種 (名) | |
| 車両登録番号 | | 年 式 | |
| 用 途 | 乗 用 ・ 貨 物 | 排 気 量 | CC |

(旧)

| | | | |
|--------|-----------|--------------|----|
| 車両登録者名 | | 車 種 (名) | |
| 車両登録番号 | | 年 式 | |
| 用 途 | 乗 用 ・ 貨 物 | 排 気 量 | CC |

備考 車検証の写しを添付してください。

自動車保管場所使用承諾証明願出書

年 月 日

指定管理者 殿

県 営 団地 号棟 号室

駐車場使用者氏名

住宅名義人氏名

電 話 番 号 ()

駐 車 場 番 号

下記の理由により警察署長に提出するため、自動車保管場所について証明願います。

1 理由（該当するものに○をつけてください。）

(1) 新規購入・乗換

(2) 所有者・使用者の名義変更

(3) 所有者・使用者の住所変更

(4) その他

()

2 証明書交付後1か月以内に提出する書類（該当するものは全て提出してください。）

(1) 車検証の写

(2) 下取り証明書

(3) 車両廃棄処分証明書

(4) 譲渡証明書

(5) 車両抹消登録証明書

別 表

県 営 住 宅 駐 車 場 工 事 標 準 仕 様

1 標準仕様

- (1) 1台あたりの駐車場面積は、 $5\text{m} \times 2.4\text{m} = 12\text{m}^2$ とする。
- (2) 駐車場への進入路の幅員は、3mとする。
ただし、消防用通路としての位置付けがある場合には、5mとする。
- (3) 舗装は、アスファルト舗装とする。
- (4) 区画割は、ライン塗装とする。
- (5) 車止めは、設置する。
- (6) 排水施設は、設置する。

2 標準仕様材料

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 下 層 路 盤 | C-40 t = 10cm ~ 20cm |
| (2) 上 層 路 盤 | M-40 t = 10cm |
| (3) アスファルト舗装 | 密粒 t = 5cm |
| (4) 舗 装 止 め 縁 石 | 地先境界ブロック 150×150×600 |
| (5) 排 水 施 設 | U型側溝B 240×240×600 グレーチング蓋 |
| (6) 排 水 施 設 | U型柵 (雨水柵) 600×600×750 格子蓋 |
| (7) 配 水 管 | VP100~150A |
| (8) 接 続 柵 | |
| (9) 車 止 め 縁 石 | 地先境界ブロック 120×120×600 |
| (10) 区 画 割 ラ イ ン | 樹脂系塗料 (トラフィック塗料) 150幅 |
| (11) L 型 側 溝 | L-250B 有筋450×155×600 |
| (12) L 型 柵 | L-250B用 |